

特定動物制度について

昭和 48 年 動物保護管理法制定 公布

法第 6 条において、地方公共団体は条例で定めるところにより人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物の飼養を制限する等の措置を講ずることができる旨規定

昭和 54 年の千葉県トラ脱走事件を契機に制定が広がる

40 都道府県 4 市で条例制定

しかし対象となる動物の指定が都道府県毎にバラバラで事故も絶えない

平成 11 年 動物愛護管理法に改正 公布

法第 16 条において、条例による飼養の制限等の措置の対象となる人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物について、政令で定める旨規定

原則として指定すべきと考えられる動物を定め、全国的な整合性を図る

なお、合理的な理由や必要性がある場合は、条例で動物の追加、削除もできることとされた

平成 12 年 「人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物選定専門委員会」の設置

第 1 回委員会 選定に当たっての判断事項と選定基準の検討
選定から除外すべき動物等の検討

第 2 回委員会 動物の選定作業、選定案の作成

第 3 回委員会 報告書の取りまとめ

哺乳類、鳥類、爬虫類合わせて 14 科、34 属、42 種を選定

平成 12 年 12 月に公布

平成 17 年 動物愛護管理法の一部改正 公布

法第 26 条において、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれ

がある動物として政令で定める動物（特定動物）の飼養保管を行おうとするものは都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定

全国一律の許可制

外来生物法に基づく特定外来生物は除外（タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、カミツキガメ、タイワンハブ）

ネコ属のうち、スナドリネコ及びジャガランディを追加

平成23年 動物愛護管理のあり方検討報告書（抜粋）

6. 特定動物

特定動物については、基本的に一般国民が安易に飼育すべきではないとの観点から一律の禁止は困難であるとしても、特定動物の生理、生態等に適した基準の導入等によりの確に飼育を行える者だけが責任をもってその飼育を行えるようにすべきとの意見があった。例えば、特定動物の飼養者は、災害時でも適切な飼養管理を継続することができなければならないこととすべきとの意見があった。

特定動物は非常に広範囲の分類群にまたがる野生動物種で構成されており、また人間に対する各指定種が持つ危険性（毒性、殺傷力等）の判断については専門性の極めて高い分野であるため、特定動物の範囲については、別途に各分野の有識者で構成される委員会等での議論が必要である。

咬傷事故が多い特定の犬種を特定動物とすべきではないかとの議論があったが、特定動物の飼養規制で「犬種」レベルでの規制をしようとしても、これらはすべて同種の「イヌ」の範疇に入るため、犬種指定等による規制は困難である。また危険性についても、個体ごとの性質や飼い主の飼育方法によるところが大きいため、飼い主による適正飼養の義務を徹底させることが重要である。なお、犬による事故の抑制については、飼い主等の周辺情報を公表することが再発防止につながるのではないかという意見があった。

なお、特定動物の移送時に通過する都道府県等へ通知するという手続きの緩和については、これまでの逸走事例等から、問題が生じる可能性が低いと判断できるならば緩和することも考えられるが、移送中に長時間滞在する休憩地点等については通知することが必要である。

平成24年9月 動物愛護管理法の一部改正 公布

参考資料3 参照

特定動物リスト（現行）

科名	種名
一 哺乳綱	
(一) 霊長目	
おまきざる科	ホエザル属全種 クモザル属全種 ウーリークモザル属全種 ウーリーモンキー属全種
おながざる科	マカク属全種 マンガベイ属全種 ヒビ属全種 マンドリル属全種 ゲラダヒビ属全種 オナガザル属全種 パタスモンキー属全種 コロプス属全種 プロコロプス属全種 ドックモンキー属全種 コバナテングザル属全種 テングザル属全種 リーフモンキー属全種
てながざる科	てながざる科全種
ひと科	オランウータン属全種 チンパンジー属全種 ゴリラ属全種
(二) 食肉目	
いぬ科	イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカアカオオカミ及びアビシニアジャッカル タテガミオオカミ属全種 ドール属全種 リカオン属全種
くま科	くま科全種
ハイエナ科	ハイエナ科全種
ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャングルキャット、ピューマ、オセロット、サーバル、アジアゴールデンキャット、スナドリネコ及びジャガランディ オオヤマネコ属全種 ヒョウ属全種 ウンピョウ属全種 チーター属全種
(三) 長鼻目	
ぞう科	ぞう科全種
(四) 奇蹄目	
さい科	さい科全種
(五) 偶蹄目	
かば科	かば科全種
きりん科	キリン属全種
うし科	アフリカスイギュウ属全種 バイソン属全種
二 鳥綱	
(一) だちょう目	
ひくいどり科	ひくいどり科全種
(二) たか目	
コンドル科	カリフォルニアコンドル コンドル トキイロコンドル
たか科	オジロワシ ハクトウワシ オオワシ ヒゲワシ コシジロハゲワシ マダラハゲワシ クロハゲワシ ミミヒダハゲワシ ヒメオウギワシ オウギワシ パプアオウギワシ フィリピンワシ イヌワシ オナガイヌワシ コシジロイヌワシ カンムリクマタカ ゴマバラワシ
三 爬虫綱	
(一) かめ目	
かみつきがめ科	かみつきがめ科全種
(二) とかげ目	
どくとかげ科	どくとかげ科全種
おおとかげ科	ハナブトオオトカゲ コモドオオトカゲ
ボア科	ボアコンストリクター アナコンダ アメジストニシキヘビ インドニシキヘビ アミメニシキヘビ アフリカニシキヘビ
なみへび科	ブームスラング属全種 アフリカツルヘビ属全種 ヤマカガシ属全種 タチメニス属全種
コブラ科	コブラ科全種
くさりへび科	くさりへび科全種
(三) わに目	
アリゲーター科	アリゲーター科全種
クロコダイル科	クロコダイル科全種
ガビアル科	ガビアル科全種